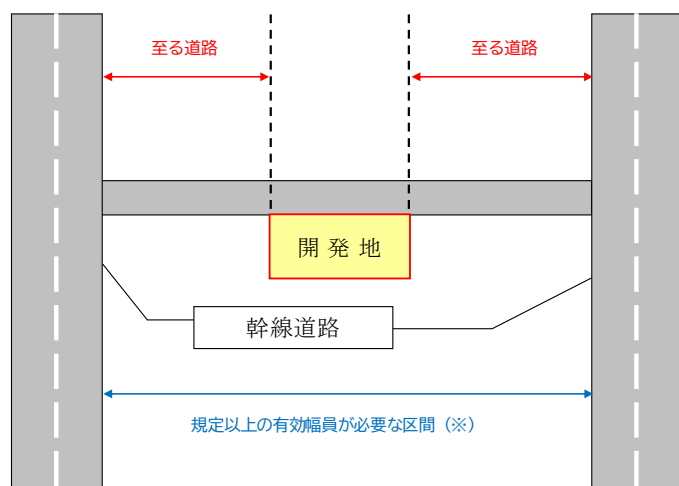


番号	内容	関係条項
18	いわゆる「至る道路」について	法第4条第14項

開発許可制度において、開発区域内の予定建築物等の敷地が接する道路のうち、幹線道路から開発区域に至るまでの既存の道路のことを、いわゆる「至る道路」といいます。ただし、既存の道路であっても、開発区域に直に接する部分の道路は「至る道路」に含まれません。

<「至る道路」のイメージ図>

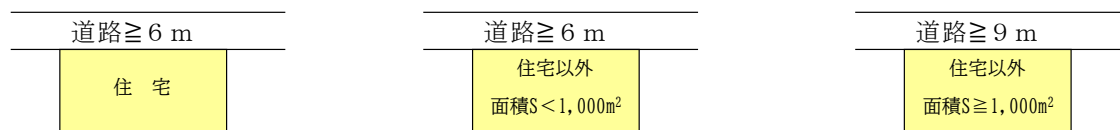


※規定以上の有効幅員が必要な区間については、原則として通り抜けできるようにします。

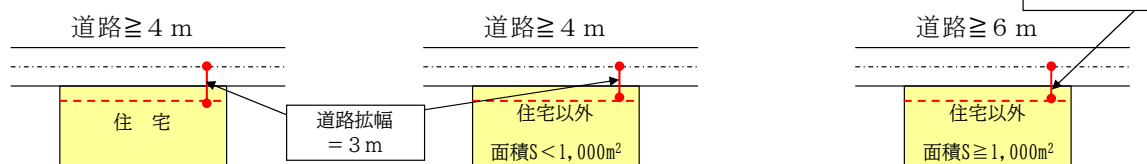
詳細は、よくある質問 30「道路における「有効幅員」の考え方について」を参照。

なお、規定以上の有効幅員が必要な区間における幅員は下図のとおりとなります。

●政令第25条第2号に該当する場合（予定建築物等の敷地が開発区域内の道路とは接することなく、直接開発区域外の道路と接する場合）



●道路拡幅の措置を行うことにより政令第25条第2号ただし書きに該当する場合



<参照審査基準>

●福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.7 §1-4(1)「公共施設」、p.10~17 §1-6(2)「ア 道路」